

## 7. 地球環境等の保全への対応

### 施策の目的

地球環境の保全に対応するため、環境負荷削減を目的とした都市交通施策等に基づく都市の交通システムの整備や、都市開発と一体的となった環境負荷を削減する施設の整備を推進します。また、都市の生活環境を保全するため、沿道環境対策を推進します。

## 7.(1) 環境負荷削減対策への支援

### 施策の概要

- 1) 先導的都市環境形成総合支援事業（エコまちづくりパッケージ）により、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、行政・民間事業者の行う地区・街区レベルの先導的な都市環境対策を総合的に支援
- 2) 都市交通システム整備事業により、自動車から自転車・公共交通への利用の転換を図るなどの環境負荷が軽減された交通体系を構築する都市の交通システムの整備に対して支援
  - ・国策として取り組むべき地域において、民間事業者による都市環境対策の取組に対する支援を拡充 **新規**
- 3) エコまちネットワーク整備事業により、都市環境負荷軽減プログラムの策定とプログラム等に位置付けられた施設の整備に対して支援
  - ・国策として取り組むべき地域において、民間事業者による都市環境対策の取組に対する支援を拡充 **新規**

### ○先導的都市環境形成総合支援事業（エコまちづくりパッケージ）の拡充

環境モデル都市に代表される全国の模範となる低炭素都市づくりを実現するため、都市レベルの計画策定、技術開発、民間事業者による都市環境対策等、各種先導的な取組を推進するための支援措置を拡充 **新規**

#### 【先導的都市環境形成総合支援事業（エコまちづくりパッケージ）のイメージ】



## ○先導的都市環境形成促進事業（エコまちづくり事業）

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対して支援

### [制度の概要]

#### i) 対象地域

- ・現に高度な都市集積が図られている地域
- ・都市マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における当該方針を実現する上で拠点となるべき地域

#### ii) 認定要件

先導性、環境目標ともに高い水準と認められるもの

先導性：取組の包括性、取組の先進性

環境目標：CO<sub>2</sub>削減目標、ヒートアイランド現象緩和目標、都市環境改善目標

#### iii) 補助対象

##### ①計画策定補助

先導的都市環境形成計画の策定に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体

補助率：1/2

##### ②コーディネート事業費補助

都市環境対策の実施に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体、民間事業者、都市再生機構

補助率：1/2（地方公共団体、都市再生機構）、1/3（民間事業者（間接補助））

##### ③社会実験・実証実験等実施費補助（5年間の限定措置）

先導的な対策の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証実験、ソフト活動等に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体、民間事業者、都市再生機構

補助率：1/2（地方公共団体、都市再生機構）、1/3（民間事業者（間接補助））

### [新規事項]

地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、民間事業者の取組に対する支援を含め、次の項目を追加

#### 1) 計画策定支援の拡充

- ・総合的かつ包括的な都市環境対策をより強力に推進するため、都市レベルの計画づくりの支援を強化 **新規**

#### 2) 都市環境技術開発・効果把握支援の追加

- ・単体技術に対し立ち遅れの見られるエネルギーマネジメントシステム等の面的かつ分野横断的な都市環境技術を活用したより効果的な都市環境対策を推進するため、モデル性の高い技術開発を支援 **新規**
- ・取組による効果に即した効果的・効率的な環境対策を推進するため、環境負荷削減効果の把握に対する支援を強化 **新規**

## ○都市交通システム整備事業の拡充

都市再生緊急整備地域や環境モデル都市など、国策として取り組むべき地域における事業について、地方公共団体の取組に加え、民間事業者の都市環境対策を積極的に推進するため、その取組に対する支援を拡充 **新規**

## ○エコまちネットワーク整備事業

都市再生緊急整備地域内における都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用及び都市再生緊急整備地域又は認定計画を策定した区域内における都市環境の改善を図るための施設整備に要する費用を補助

### [制度の概要]

#### i) 補助対象

##### 1) 都市再生緊急整備地域

- ①都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用
- ②都市環境負荷削減プログラムに位置付けられた施設の整備費用
  - ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設
  - ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設

##### 2) 認定計画を策定した地区内

- 認定計画に位置付けられた施設の整備費用
- ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設
  - ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設
  - ・都市計画に位置付けられた熱供給プラント、主要な熱導管及び付帯施設

#### ii) 補助対象事業者：地方公共団体、都市再生機構、民間事業者（間接補助）

#### iii) 補助率

- ・都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用及び都市環境負荷削減プログラム又は認定計画に位置付けられたプラント連携施設又は都市排熱処理施設については補助対象額の1/3
- ・地域冷暖房施設については、長期借入金の利子相当額(施設整備費の23/100)の1/3

### [新規事項]

都市再生緊急整備地域や環境モデル都市など、国策として取り組むべき地域における事業について、地方公共団体の取組に加え、民間事業者の都市環境対策を積極的に推進するため、その取組に対する支援を拡充 **新規**

## 7.(2) 良好な沿道環境の実現

### 施策の概要

幹線道路の沿道において、自動車交通に起因する騒音や大気汚染を防止し都市の生活環境を保全するため、緑化等の沿道環境対策を推進

- ・環境施設帯、植樹帯、騒音壁等の設置、低騒音舗装の実施
- ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づく緩衝建築物等の助成 等

## ○緩衝緑地帯による沿道環境対策

<実施予定箇所>

ちょうふほうやせん

調布保谷線（東京都調布市）等